

○同一類型危険箇所の点検要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月28日

交規発第55号

改正 平成29年10月 3 日交規発第318号

(交企、交指)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

道路交通環境における同一類型危険箇所の点検要領に関し「同一類型危険箇所の点検要領の制定について(例規)」(平成23年7月5日交規発第293号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該点検要領に関し別添のとおり「同一類型危険箇所の点検要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

同一類型危険箇所の点検要領

第1 趣旨

この要領は、交通事故を防止するために実施する点検に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 重体事故

交通事故によって負傷し、死に至るおそれのあるものをいう。

2 重傷事故

交通事故によって負傷し、30日以上の治療を要するものをいう。

3 点検対象事故

交通死亡事故、重体事故及び重傷事故をいう。

4 一次点検

点検対象事故が発生した場合において、道路管理者、自治体、交通安全協会等(以下「関係機関」という。)と連携しつつ、当該点検対象事故が発生した原因、当該点検対象事故発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要な措置等を検証するための現場点検、現地検討会等をいう。

5 一次点検プロセス

一次点検の実施から一次点検の結果に基づく道路交通環境の改善を図るま

での一連の過程をいう。

## 6 同一類型危険箇所

一次点検の結果に基づく道路交通環境の改善を図るための対策と同様の対策を講ずることにより、効果的に交通事故の発生を防止することができると思われる場所をいう。

## 7 二次点検

同一類型危険箇所の有無を発見するための点検をいう。

## 8 二次点検プロセス

二次点検の実施から二次点検の結果に基づく道路交通環境の改善を図るまでの一連の過程をいう。

# 第3 推進体制

## 1 県本部

### (1) 二次点検プロセス推進委員会の設置

二次点検プロセスを着実に推進するため、県本部に二次点検プロセス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (2) 委員会の任務

委員会は、一次点検を行った点検対象事故のうち、同一類型危険箇所があると見込まれる点検対象事故の選定を行うものとする。

### (3) 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 交通部長

副委員長 交通部参事官兼交通企画課長

委員 交通指導課長

交通規制課長

### (4) 委員会の運営

ア 委員長は、毎年1月及び7月に委員会を招集し、その議事を主宰する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。

ウ 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

### (5) 委員会の庶務

委員会の庶務は、交通規制課が行うものとする。

## 2 署

### (1) 一次点検及び二次点検を的確に行うため、署に点検責任者及び点検担当

者を置く。

(2) 点検責任者は署長を、点検担当者は交通課長をもって充てる。

#### 第4 一次点検プロセス

##### 1 一次点検の実施

署長は、点検対象事故が発生し、必要があると認めるときは、一次点検を実施するものとする。

##### 2 一次点検の結果に基づく措置

(1) 署長は、一次点検の結果、道路交通環境の改善が必要であると認めるときは、関係機関と連携して道路交通環境の改善を図るものとする。

(2) 署長は、(1)により道路交通環境の改善を図ったときは、別記第1号様式の一次点検結果に基づく措置報告書により、交通規制課長を通じて本部長に報告するものとする。

#### 第5 二次点検プロセス

##### 1 二次点検プロセスの対象とする点検対象事故

二次点検プロセスの対象とする点検対象事故は、委員会において選定されたものとする。

##### 2 二次点検用通報資料の作成及び送付

交通企画課長は、二次点検プロセスの対象とされた点検対象事故に係る次の事項について、別記第2号様式の二次点検用通報資料(以下「二次点検用通報資料」という。)により集約・整理し、署長に送付するものとする。

(1) 点検対象事故の概要

(2) 点検対象事故の要因になったと考えられる道路交通環境

(3) (2)と当該点検対象事故の発生との関係の概略

(4) 道路交通環境の改善の内容

##### 3 二次点検の実施

署長は、2により二次点検用通報資料の送付を受けたときは、二次点検を実施するものとする。この場合において、同一類型危険箇所を発見したときは、別記第3号様式の同一類型危険箇所発見報告書により、交通規制課長を通じて本部長に報告するものとする。

##### 4 同一類型危険箇所における道路交通環境の改善

(1) 交通規制課長は、3の報告があったときは、当該同一類型危険箇所について、道路交通環境の改善が必要であるかどうかの検討を行うものとする。

(2) 交通規制課長は、(1)の検討の結果、道路交通環境の改善が必要であると認めるときは、交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等により、道路交通環境の改善を図るものとする。

(3) 交通規制課長は、(2)により道路交通環境の改善を図ったときは、別記第4号様式の二次点検結果に基づく措置報告書により、本部長に報告するものとする。

## 第6 留意事項

### 1 一次点検の徹底

二次点検プロセスが有効に機能するためには、まず、一次点検を確実にかつ適切に行うことが必要であることから、署長は、一次点検の実施に当たっては、関係機関と連携して合同で現場を確認するなど、その徹底を期すこと。

### 2 二次点検の実施時における関係機関との連携

署長は、二次点検の実施に当たっては、二次点検用通報資料を関係機関に提供して同一類型危険箇所の有無を照会するなど緊密な連携を図ること。

(別記様式省略)